

広島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

別迫上下線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
府中市上下町矢野字川原田一〇九八六番一地从先から 府中市上下町矢野字川原田一〇九八六番一地从先まで	〇	〇	二九・二〇 〇八七・〇	四二・〇〇	拡幅
			一九・〇〇 〇二九・二	四二・〇〇	